



ブロック塀の撤去・改善を助成

（問）建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714899
FAX 0538-3312050

助成制度を利用して地震対策をしましょう

道路沿いのブロック塀などの撤去費用の一部を助成しています。また、緊急輸送路や小中学校の通学路沿いのブロック塀などを安全な塀（金属製フェンス、生け垣など）に造り替える改善費用も助成しています。

※緊急輸送路とは、災害時の緊急輸送を円滑に行うために県・市が定めた道路のこと

対象（次の条件をすべて満たすこと）

- ・ブロック塀は4段積み以上（石塀などは高さ60センチ以上）のもの
- ・地震の際に倒壊・転倒の恐れがあるもので全てを撤去するもの
- ・住宅や事業所などから避難所などへ避難する道路沿いのもの



▲地震で倒壊したブロック塀

補助額

・撤去事業…「工事に要する費用の2分の1」と「撤去するブロック塀などの長さ（延）×4600円」を比較して、いずれか少ない額（1敷地に付き上限10万円）

・改善事業…「工事に要する費用の2分の1」と「改善するブロック塀などの長さ（延）×1万9200円」を比較して、いずれか少ない額（1敷地に付き上限25万円）

※改善事業の対象は、緊急輸送路または通学路沿い
または撤去事業との併用可

▼申請について

申請前に現地調査をしますので、建築住宅課にお問い合わせください。

その他地震対策への助成制度

耐震シェルター整備や防災ベッド整備、木造住宅の耐震化・解体の助成制度があります。詳細は、市ホームページをご覧ください

災害に強い地域をつくるために

（問）地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
FAX 0538-3212353

9月5日(日)は防災訓練に参加しましょう

9月5日(日)は、自治会連合会で定めた総合防災訓練の統一実施日です。大規模地震が発生したとき、被害を最小限に留めるためには、「自分の命は自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を持つことが大切です。

各自治会の訓練に積極的に参加しましょう。

（携帯トイレや簡易トイレの紹介や取り扱い方法の展示）

令和3年度防災訓練の重点項目

- ▼自主防災会での安否確認
- ▼参加者同士の接触を回避した訓練



▲自治会での安否確認訓練の様子

家庭の備えを確認しましょう

大規模災害時でも在宅で避難生活が継続できるよう、家庭にある磐田市防災ファイルと「家庭の防災点検ポイント」（7月中旬の自治会回覧で全戸配布）を活用し、家庭の防災点検をしてください。



家具の固定をしましょう

市では、家具固定事業を実施しています。市が委託する磐田建築工業組合が家具の固定をします。詳しくは地域づくり応援課までお問い合わせください。

▼申込期間

9月10日(金)まで（平日のみ）に申込書（市ホームページからダウンロード可）へ必要事項を記入し、直接地域づくり応援課へ（電話申込可）

ご存じですか？ 民生委員・児童委員

☎ 福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635

民生委員・児童委員は 地域の身近な相談相手・見守り役です

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の公務員で、無報酬で活動しています。任期は3年ですが、再任が可能です。また、民生委員は「児童委員」を兼ねていて、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として活動しています。

どんな活動をしているの？

民生委員・児童委員は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、高齢の方や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。

生活上の悩みや心配事など、担当地区の相談に広く応じ、相談内容によって、適切な専門機関を紹介するなど、必要な支援への「つなぎ役」となります。このほか、行政の依頼により、担当地区の状況調査などに協力したり、地域の課題解決や支援に取り組むため、研修会などで必要な知識の習得に努めたりしています。

主任児童委員とは？

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために活動しています。担当地区はなく、民生委員・児童委員と連携して子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

秘密は守ってもらえるの？

各委員には、守秘義務があり、個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っています。委員活動で知り得た情報は、退任後も変わらず守る義務があります。相談内容や個人の秘密を漏らすことはありませんので安心してご相談ください。

ひとりで悩んでいませんか？



民生委員・児童委員は
地域の良き「相談相手」、必要な支援への「つなぎ役」になります

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉課へお問い合わせください



「お助け号」の運行案内

①地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
 ☎ 0538-3212353
 FAX 0538-3212353

デマンド型乗合タクシーをご利用ください

デマンド型乗合タクシーは、市内を8つの地区に分けて運行している予約型乗合タクシーです。平成22年度に竜洋地区で運行を開始し、現在は市内全域で運行しています。

自宅と指定施設間を移動することができ、通院や買い物など、日常生活の移動手段として多くの皆さんにご利用いただいています。

免許自主返納者への運賃割引

デマンド型乗合タクシーでは、65歳以上で運転経歴証明書を提示された方の運賃が半額になる制度を導入しています。運転経歴証明書は、運転免許証の自主返納の手続きをする際に警察署などで申請の上、交付を受けることができます（手数料は1100円かかります）。

詳しくは警田警察署（☎37-0110）へご確認ください。

運行内容について

- ▼運賃／地区内400円（地区外は行き先により異なります）
- ▼時刻／地区ごとに決められた時刻
- ▼運行日／平日・土曜日
- ▼運休日／日曜日・祝日・年末年始
- ▼利用方法／事前の利用者登録（無料）が必要です。詳細は市ホームページや各支所、交流センターにあるパンフレットをご確認いただくか、地域づくり応援課までお問い合わせください。



▲お助け号のマークの車両がお迎えに行きます

屋外広告物の適切な管理を

①都市計画課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714907
 ☎ 0538-3612459
 FAX 0538-3612459

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物の壁面や屋上に設置されている広告板、野立ての広告塔など、屋外で公衆に表示された広告物をいいます。広告物を取り付けるための脚も含まれます。

規制地域と許可

市内には、屋外広告物の設置を規制している地域があります。規制地域に広告物を設置する場合は、事前に許可が必要です。規制地域や許可申請の方法については、市ホームページで確認ください。

屋外広告物適正化旬間

市では県と連携し、違反広告物を調査しています。屋外広告物適正化旬間中は調査を強化し、無許可で広告物を表示している場合や、大きさなどが条例に適合していない場合は、許可申請や改修、除却の措置を依頼します。

定期的な点検で安全管理を

看板事故で第三者に被害を与えた場合、それまで積み重ねてきた信用を一瞬で失うこととなります。看板事故の未然防止のため、定期的な点検や補修などを実施し、安全管理に努めてください。



▲さまざまな屋外広告物の例

健康長寿を目指して

9月15日は老人の日、15日～21日は老人週間です

老人の日・老人週間とは

昭和26年に「としよりの日・としよりの週間」が始まりました。これが、世論を高める力となり、全国各地でさまざまな運動が展開され、平成13年の老人福祉法の改正で9月15日が「老人の日」、同月21日までが「老人週間」と定められました。

平均寿命が男女とも80歳を超え、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。新たな職場で活躍されている方や子どもたちの登下校の見守り活動をされている方など、積極的に地域との関わりを持つとすることが増えています。そのような中、交流センターを中心に、講座やサークルなど、年間を通してさまざまな活動が行われ、老若男女の交流が育まれています。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指していきましょう。

健康とは…

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康で生きがいを持ち、幸せな生活を営んでいる」という考え方による造語です。健康には、自ら健康で自立した生活ができるように努めることが大切です。

令和3年度 市内の長寿の状況

喜寿 (77歳)
1,927人 (男 963人、女 964人)

米寿 (88歳)
847人 (男 270人、女 577人)

百寿 (100歳)
53人 (男 9人、女 44人)

100歳以上
101人 (男 8人、女 93人)

※上記は年度内に年齢に達する予定者数

最高年齢 男 107歳 女 109歳
※令和3年7月5日現在

問 高齢者支援課 (いプラザ3階)

TEL 0538-3714869
FAX 0538-3716495

ページ番号 1001897

毎年9月は「世界アルツハイマー月間」

認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちに

認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちに

認知症への理解を進め、本人や家族への施策の充実を目的として9月21日を「世界アルツハイマーデー」に制定し、9月を「世界アルツハイマー月間」として世界各国で啓発活動が行われています。期間中、全国各地のランドマークが認知症施策啓発のシンボルカラーのオレンジ色にライトアップされる予定です。

2025年には、全国の高齢者で認知症と診断される方が700万人、5人に1人の割合になると言われています。

「認知症サポーター養成講座」を受けてみませんか？

認知症サポーターは、「認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者」です。講座は自治会や職場などの10人以上の団体を対象に開催しています。詳細は市ホームページでご確認ください。

問 高齢者支援課 (いプラザ3階)

TEL 0538-3714831
FAX 0538-3716495

見守りオレンジシール

認知症などにより行方不明になる可能性がある高齢者などを対象に、見守りオレンジシールを配付しています。登録者情報を関係機関と共有し、地域での見守り、行方不明時の早期発見につなげています。

「磐田市」+「登録番号」が書かれたオレンジ色のシール▶



いわたホットラインへ登録

認知症の方などが行方不明になった際、同報無線放送で捜索の協力を呼び掛けています。放送の内容は「いわたホットライン」でも配信しています。行方不明者情報を参考に、情報提供など捜索へのご協力をお願いします。

登録はこちら▶





中学生スタートアップ応援事業

☎ 0538-3611711
 FAX 0538-3611713

☎ 0538-3611711
 FAX 0538-3611713

新中学生の門出を応援します

中学生スタートアップ応援事業は、小学校から中学校へ進学する子どもたちが、新たな気持ちで新生活を送ることができるよう、オール磐田で応援する事業です。

あなたの「応援する気持ち」を届けよう
 新中学生に向けた応援メッセージを市民の皆さんから募集し、子どもたちに届けます。

保護者の経済的な負担をサポート

入学準備にかかる経済的負担軽減のため、商品券をお渡しします。

支給方法

12月上旬から対象者に対し、詳しくお知らせと申請書を郵送します。

支給額

市内在住で令和4年度に中学校入学予定の児童（現小学6年生）1人あたり3万円分の商品券

使用対象

中学校入学時の学校指定の制服・体育衣料の購入



▲令和2年度商品券（参考）



募集期間

9月1日(水)～10月31日(日)

メッセージ用紙設置場所

ひと・ほんの庭 にこっと、市立図書館（中央図書館、竜洋図書館、福田図書館、豊岡図書館、ながふじ図書館）

募集内容

新中学生への温かな応援メッセージなら何でもOK！集まったメッセージは子どもたちに届けます。

犬と猫の飼い方

☎ 0538-3712702
 FAX 0538-3715565

☎ 0538-3712702
 FAX 0538-3715565

ペットも大切な家族の一員です

「突然の迷子、事故などで家族同然のペットがいなくなってしまう」
 このようなことにならないために、今一度、愛情と責任を持ってペットの飼い方を考えてみましょう。

飼い犬を散歩の際は

迷子にならないように必ずリードを付けましょう。リードが付いていないと周囲の人たちが不安を感じます。「この子は人に危害を加えない」と考える飼い主さんが多いと思いますが、動物が苦手な方や子どもなどには恐怖を与えてしまう場合がありますので、注意してください。

猫の放し飼いは危険がいっぱい

放し飼いされた猫は、猫同士のケンカでの怪我や、交通事故で不幸にも亡くなってしまふ恐れがあります。飼い猫の安全を一番に考えて、屋内での飼育をお願いします。

ペットは住所も名前も言えません

迷子や災害などで飼い主と離れ離れになったペットが、犬鑑札や飼い主の情報が入った名札を付けていると、保護された時に身元が分かり、飼い主の元へ帰ることができます。

もし、ペットがいなくなってしまう時は、環境課、西部保健所（☎3712245）、磐田警察署（☎3710110）に連絡してください。

ペットを飼うことは、その一生に責任を持つことです。飼い主はペットの幸せを考えるとともに、周囲に迷惑をかけない飼い方を心掛けましょう。



磐田市文化財保存活用地域計画を作成

☎文化財課（埋蔵文化財センター） ☎ 0538-32-9699 FAX 0538-32-9764

磐田市の「文化財保存活用地域計画」が 県内で初めて国の認定を受けました

市では、指定文化財だけでなく、磐田市の歴史文化・生活文化を作り上げていく全てのものを「地域の宝」として保存活用していくために、課題・方針・措置を整理し、「磐田市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

磐田の文化財とその課題

市内には、遠江国分寺跡や旧見付学校、見付天神裸祭などの国指定文化財が8件、善導寺大クス、府八幡宮楼門などの県指定文化財が18件、その他市指定文化財が131件など、数多くの文化財があります。

近年、少子高齢化が急速に進み、文化財の保存継承をする担い手が不足していることから、文化財が失われる心配が高まっています。

地域計画とは

地域計画は、平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づいて、市が目指す目標や中長期的な取り組み内容を明らか

にする、文化財の保存・活用に関するアクションプランです。

市では、令和元年度から準備を進め、文化庁・県の指導のもと、作成協議会での協議、文化財保護審議会での審議を経て、今年の3月にパブリックコメントを実施し、7月16日(金)に県内で初めてとなる文化庁の認定を受けました。

今後の対応

今後、令和11年までの9年間で、この計画に記載した105の事業を実施し、行政だけでなく磐田市総ぐるみで文化財の保存活用を図っていきます。そして、「市民が誇れる自然と歴史・文化のまち」を目指します。

磐田市文化財保存活用地域計画

